福祉医療機構の診療数調

医科64、歯科43の市町村が不足

独立行政法人福祉医療機構の「医療貸付事業」。同事業の中の診療所（無床）の新築融資の可否及び増改築の利率は市町村単位の診療所の「過不足数」の判定によって決まる。その基準となる平成30年度の「診療所数調」が機構によってまとめられ、本年7月1日から来年6月30日まで適用となっている。

医療貸付パンフレット

長野県分について右の表1に一覧掲載した。診療所数の補正前数は本年3月31日現在で、人口は毎月人口異動調査に基づく本年4月1日推計人口が使われている。

表1で「基準数」となっているA及びCは各市町村人口に一般診療所が1/1200、歯科診療所が1/2400をそれぞれ乗じて得た数(1未満の端数切り上げ)。「補正後」のB及びDは補正前数から児童・社会福祉施設内の診療所、休日や夜間のみの診療所、コンタクトレンズ販売店内の検眼専門の診療所などを引いた数。B－A及びD－Cで「過－不足数」が出される。

診療所の不足地域

表1で「過－不足数」がマイナスのところ(グレー)が診療所不足地域とされ、表2にある診療所の新築融資が可能で、既存施設の増改築融資の場合も利率の低い甲種の対象となる。

診療所の充足地域

一方、表1で「過－不足数」が0または正数の地域は診療所充足地域として、新築融資の対象から外れ、融資が可能な既存施設の増改築でも甲種より利率の高い乙種となる。ただし、医科では「診療科による例外」として左の別枠で記載したように、小児科、外科、整形外科、産婦人科(産科、婦人科)、眼科、耳鼻いんこう科又は皮膚ひ尿器科を主たる診療科とした場合、所定の計算式で該当科が少なければ、新築融資の対象となる。歯科ではこうした例外はない。

新築及び増改築（甲種）で融資可の地域

新築及び増改築甲種の融資が可能な不足地域を医科、歯科別に見ていく。

一般診療所については、77市町村のうち64市町村(83.1％)が診療所不足地域。その内訳は、市部では松本と駒ヶ根を除く17市が不足地域(89.5％)、郡部では58町村のうち47町村(81.0％)が不足地域で、阿智村と天龍村が過に転じたが、白馬村が不足地域に転じた。

歯科診療所については、77市町村のうち43市町村(55.8％)が診療所不足地域。市部の不足地域5市(31.6％)、郡部の不足地域38町村(65.5％)で小川村が過に転じた。

全体で見ると補正後の一般診療所数は前回より4減少し、補正後の歯科診療所数は25減少した。

現在の融資利率

無床診療所の現在の融資利率は表2の通り。なお、病院及び有床診療所の方は医療法に関係した別途の基準があり、利率も別。他に新築に伴い必要な場合の「機械購入資金」「長期運転資金」などもある。

各金融機関が機構の受託機関になっているが、知らない担当者もいるので、機構の医療貸付制度を新規開業希望者等に紹介、また活用をすすめてきている県保険医協同組合(電話026-223-0345)へ。

○診療所充足地域での診療科による例外
開設地の属する地域の実情により、その新設が特に必要と認められる無床診療所の新設事業の対象とする事業は、次の各号のいずれかに該当する無床診療所の新設事業とする。
(1) 小児科、外科、整形外科、産婦人科（産科、婦人科）、眼科、耳鼻いんこう科又は皮膚ひ尿器科のいずれかを主たる診療科目とする無床診療所の新設事業であって、開設地の属する市区町村（政令市にあっては保健所所管区域。以下同じ。）内においてその診療科目と同一の診療科目を標ぼうする診療所数が次の基準に満たない場合
(基準)
開設地の属する市区町村の基準診療所数に診療科目に応じて、次の数値を乗じて得た数（算出した数値に1未満の端数がある場合には、その端数を四捨五入する。）

小児科	100分の45
外科	100分の25
整形外科	100分の5
産婦人科	100分の17
眼科	100分の8
耳鼻いんこう科	100分の8
皮膚ひ尿器科	100分の12

－独立行政法人福祉医療機構貸付準則　別表18より－

表1. 平成30年度診療所数調

長野県		一般診療所				歯科診療所			
市町村名	人口	基準数A	現在数 補正前	現在数 補正後B	過－不足数(B－A)	基準数C	現在数 補正前	現在数 補正後D	過－不足数(D－C)
長野市	370,033	309	295	251	-58	155	210	209	54
松本市	240,086	201	242	220	19	101	142	142	41
上田市	154,538	129	104	84	-45	65	78	77	12
岡谷市	48,438	41	29	26	-15	21	28	28	7
飯田市	98,449	83	90	73	-10	42	60	58	16
諏訪市	48,788	41	49	37	-4	21	30	30	9
須坂市	49,768	42	44	35	-7	21	24	24	3
小諸市	41,505	35	32	25	-10	18	19	19	1
伊那市	66,709	56	58	49	-7	28	39	38	10
駒ヶ根市	32,111	27	34	27	0	14	14	14	0
中野市	42,544	36	30	25	-11	18	21	21	3
大町市	26,496	23	29	21	-2	12	11	11	-1
飯山市	19,939	17	14	12	-5	9	6	6	-3
茅野市	55,483	47	39	35	-12	24	21	21	-3
塩尻市	66,669	56	38	34	-22	28	29	29	1
千曲市	59,294	50	39	30	-20	25	21	21	-4
佐久市	98,453	83	87	62	-21	42	54	52	10
東御市	29,468	25	15	12	-13	13	10	0	-13
安曇野市	94,378	79	85	73	-6	40	40	40	0
佐久穂町	10,385	9	7	4	-5	5	4	4	-1
小海町	4,432	4	2	1	-3	2	3	3	1
川上村	3,909	4	2	2	-2	2	1	1	-1
南牧村	3,184	3	4	3	0	2	1	1	-1
南相木村	936	1	1	1	0	1	0	0	-1
北相木村	735	1	1	1	0	1	0	0	-1
軽井沢町	19,065	16	18	16	0	8	11	11	3
御代田町	15,203	13	6	3	-10	7	6	6	-1
立科町	6,912	6	4	2	-4	3	3	3	0
長和町	5,782	5	4	3	-2	3	2	2	-1
青木村	4,124	4	2	1	-3	2	1	1	-1
下諏訪町	19,347	17	13	10	-7	9	14	14	5
富士見町	13,935	12	8	3	-9	6	4	4	-2
原村	7,618	7	5	2	-5	4	3	3	-1
辰野町	18,983	16	14	9	-7	8	11	11	3
箕輪町	25,136	21	14	12	-9	11	9	9	-2
飯島町	9,144	8	6	5	-3	4	4	4	0
南箕輪村	15,402	13	8	5	-8	7	2	2	-5
中川村	4,666	4	2	2	-2	2	1	1	-1
宮田村	8,692	8	3	2	-6	4	4	4	0
松川町	12,719	11	4	3	-8	6	5	5	-1
高森町	12,746	11	9	7	-4	6	4	4	-2
阿南町	4,527	4	5	3	-1	2	2	2	0
阿智村	6,217	6	10	7	1	3	1	1	-2
平谷村	415	1	1	1	0	1	0	0	-1
根羽村	865	1	2	1	0	1	0	0	-1
下條村	3,644	4	3	2	-2	2	1	1	-1
売木村	522	1	1	1	0	1	1	1	0
天龍村	1,196	1	2	1	0	1	0	0	-1
泰阜村	1,583	2	2	1	-1	1	1	1	0
喬木村	6,096	6	3	2	-4	3	2	2	-1
豊丘村	6,438	6	3	2	-4	3	3	3	0
大鹿村	955	1	3	1	0	1	0	0	-1
上松町	4,261	4	4	2	-2	2	1	1	-1
南木曽町	3,977	4	2	1	-3	2	1	1	-1
木曽町	10,883	10	9	5	-5	5	8	8	3
木祖村	2,739	3	2	1	-2	2	1	1	-1
王滝村	752	1	1	1	0	1	1	1	0
大桑村	3,536	3	2	2	-1	2	1	1	-1
麻績村	2,633	3	2	2	-1	2	2	2	0
生坂村	1,668	2	1	1	-1	1	1	1	0
山形村	8,332	7	5	4	-3	4	2	2	-2
朝日村	4,363	4	1	1	-3	2	2	2	0
筑北村	4,334	4	3	3	-1	2	1	1	-1
池田町	9,446	8	8	6	-2	4	3	3	-1
松川村	9,612	9	8	7	-2	5	5	5	0
白馬村	8,921	8	8	7	-1	4	4	4	0
小谷村	2,735	3	2	2	-1	2	1	1	-1
坂城町	14,367	12	10	6	-6	6	5	5	-1
小布施町	10,485	9	8	7	-2	5	4	4	-1
高山村	6,745	6	3	2	-4	3	1	1	-2
山ノ内町	11,581	10	9	8	-2	5	3	3	-2
木島平村	4,414	4	4	2	-2	2	1	1	-1
野沢温泉村	3,433	3	4	2	-1	2	1	1	-1
信濃町	7,828	7	2	1	-6	4	2	1	-3
飯綱町	10,424	9	4	3	-6	5	4	3	-2
小川村	2,395	2	1	1	-1	1	1	1	0
栄村	1,716	2	3	1	-1	1	1	1	0
合計	2,050,242	1744	1631	1328	-416	894	1018	999	105

融資斡旋勧誘の電話にご注意

福祉医療機構の福祉貸付及び医療貸付の融資を斡旋するなどと称して、「福祉医療機構は解散予定であり、余剰金を抱えているため、今ならすぐにまとまった金額の融資を受けることができ、利息のみを返済すれば、解散後返済が免除される」などの内容を吹聴し、融資額の5％～20％の手数料を要求している業者があるようです。

福祉医療機構にも問い合わせの電話があるようだが、この話の内容は事実無根なので、ご注意ください。

表2. 無床診療所の設置・整備資金（機会購入資金を除く）の利率　―令和元年9月2日改正―

■固定金利	10年以内	10年超11年以内	11年超12年以内	12年超13年以内	13年超14年以内	14年超15年以内	15年超16年以内	16年超17年以内	17年超18年以内	18年超19年以内	19年超20年以内
新築資金・甲種増改築資金	0.202%	0.202%	0.203%	0.203%	0.204%	0.204%	0.205%	0.205%	0.206%	0.208%	0.220%
乙種増改築資金(※1)	0.702%	0.702%	0.703%	0.703%	0.704%	0.704%	0.705%	0.705%	0.706%	0.708%	0.720%

■10年経過毎金利見直し(当初10年)	10年以内	10年超11年以内	11年超12年以内	12年超13年以内	13年超14年以内	14年超15年以内	15年超16年以内	16年超17年以内	17年超18年以内	18年超19年以内	19年超20年以内
新築資金・甲種増改築資金		0.202%	0.202%	0.203%	0.203%	0.203%	0.203%	0.203%	0.203%	0.203%	0.203%
乙種増改築資金(※1)		0.702%	0.702%	0.703%	0.703%	0.703%	0.703%	0.703%	0.703%	0.703%	0.703%

※1…次の整備事業等に係る乙種増改築資金の貸付利率は、新築資金・甲種増改築資金の利率を適用
診療所関係：▽建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく診療所の増改築 、▽地域医療介護総合確保基金に基づき整備を行う診療所▽建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく診療所の増改築
(注)保証人不要制度を利用する場合の貸付利率は「上記利率＋0.15%」